

## 第 43 号議案

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)の施行により、令和元年 10 月 1 日より軽自動車税の環境性能割における賦課徴収を、大分県が行うことから条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年豊後大野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、第 81 条の次に 7 条を加える改正規定中、第 81 条の 2 中「、救急用のものに対しては」を「、次の各号のいずれかに該当するものに対しては」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療の用に供する軽自動車等
- (3) 血液事業の用に供する軽自動車等

第 81 条の 8 を次のように改める。

（環境性能割の減免）

第 81 条の 8 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車の取得に対しては、別に定めるところにより、環境性能割を減免することができる。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又は巡回診療の用に供する軽自動車に係る軽自動車の取得
  - (2) 身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）、精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車に係る当該身体障害者等の軽自動車の取得（当該身体障害者等が年齢 18 歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の軽自動車の取得を含む。）で市長が必要と認めるもの
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益のため直接専用する軽自動車に係る軽自動車の取得で、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の減免を申請する者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる軽自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時又は日までに、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、別に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。
- 4 第 1 項第 2 号の規定により減免を受けようとする者が身体障害者等で、かつ、自ら運転しないもの又は身体障害者等と生計を一にするものであるときは、第 2 項の申請書に併せて減免を必要とする理由を証する書類を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。